

- (1) 男女とも、人として尊重され、どんな場合でも性別により差別されずに、その人の個性と能力が十分に発揮できるようにしなければなりません。
- (2) 私たちが、社会でやりたいことを決めるとき、「男は仕事、女は家庭」といったような性別を理由に、生き方や活動を自由に選べないことがあってはなりません。
- (3) 男女が社会の対等なパートナーとして、仕事の方針や計画を考えたり決めたりするときには、いっしょに参画できるチャンスが与えられなければなりません。
- (4) 家庭において、男女はお互いに協力し、社会の支援を受けながら、子育てや介護（※6）などと働くこと、学校に通うこと、地域の活動などを両立できるようにすることが重要です。
- (5) あらゆる分野に男女がいっしょに参画できる社会づくりは、世界の国々での取組や考え方を取り入れながら進めなければなりません。

※6「介護」とは、お年寄りや病気になった人の日常生活を手助けしたり、看護したりすることです。

市の責任と義務

- 第4条 市は、第3条に書いてある基本的な考え方にそって、男女共同参画に関する施策（積極的改善措置を含めて考えます。）を進める責任と義務があります。
- 2 市は、市民や事業者、国、他の地方公共団体と連絡をとりながら、協力して男女共同参画に関する施策を進めるように努めなければなりません。

市民の責任と義務

- 第5条 市民は、基本的な考え方にそって、家庭、地域、学校、職場などで、男女共同参画を進めるように努めなければなりません。
- 2 市民は、市が行う男女共同参画に関する施策に協力するように努めなければなりません。

事業者の責任と義務

- 第6条 事業者は、基本的な考え方にそって、会社や工場・商店などで、事業活動をするときには、男女共同参画を進めるように努めなければなりません。
- 2 事業者は、市が行う男女共同参画に関する施策に協力するように努めなければなりません。

男女共同参画をはばむ行為の禁止

- 第7条 私たちは、男女共同参画をはばむ次の行為をしてはいけません。
- (1) 性別を理由として差別的な扱いをすること。
 - (2) セクシュアル・ハラスメント（いやらしいことを言ったり、したりして、相手にいやな思いをさせたり、迷惑をかけたりすることをいいます。）
 - (3) ドメスティック・バイオレンス（夫婦や恋人など親しい男女の間で、暴力をふるったり、相手の気持ちを傷つける言葉を言ったり、行動をとったりすることをいいます。）